

議案第 7 1 号

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成 2 7 年おいらせ町条例第 3 1 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 3 0 年 1 2 月 6 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

本条例所掌事項の取扱にそぐわない現状となっている要保護児童対策地域協議会を附属機関から削り、新たに設置要綱を制定するため提案するものである。

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年おいらせ町条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1 おいらせ町要保護児童対策地域協議会の項を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。